

定 款

(名 称) 一般社団法人クールジャパン海外普及促進協議会

平成24年 月 日 作成

平成24年 月 日 認証

平成24年 月 日 登記

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人クールジャパン海外普及促進協議会と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、国内外の文化の普及を通して、親睦と国際相互理解を促進することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種セミナー、講演会、シンポジウムの開催
2. イベントの企画、立案、運営
3. 文化人の招聘、マネジメント
4. 新商品開発計画、企画、立案並びに販売調査の受託
5. 商品販売能力の向上に関する教育、指導
6. 経営コンサルタント業務
7. インターネットを利用した各種情報提供サービス
8. 前各号に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座六丁目6番1号銀座風月堂ビル5Fに置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(退社)

第 6 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は、

1ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 半年以上会費等を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は社員である団体の解散
- (5) 除名

3 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第 7 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 会 員

(会員、入会及び種別)

第 8 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるには、当法人の所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(会費等)

第 9 条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次に掲げる自由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 半年以上会費等を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は社員である団体の解散
- (5) 除名

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第 13 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 4 章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第 14 条 社員総会は、法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第 15 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第 18 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の事務所に備え置くものとする。

2 第14条の場合も、前項の議事録を作成する。

(社員総会以外の機関)

第 21 条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第 22 条 当法人には、理事を 15 名以内、監事を 2 名以内を置く。

(理事及び監事の資格)

第 23 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外のものから選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間 2 年に足りないときは、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事)

第 25 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって選定する。

- 2 代表理事を理事長と称する。
- 3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 6 章 理事会

(招集)

第 27 条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、
 緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 29 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 30 条 理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 31 条 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

2 第14条の場合も、前項の議事録を作成する。

第6章 基金

(基金の募集)

第 33 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定す

る基金の拠出に関する募集をすることができる。

8

(基金の取扱い)

第 34 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 35 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 36 条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第 7 章 解 散

(解散の事由)

第 37 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第 38 条 前条第 1 号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第 3 号の場合においては、理事会の承認による新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 41 条 社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

千葉県流山市江戸川台東1-289

塩 幡 一 二

(設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第 42 条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県流山市江戸川台東1-289

設立時理事 塩 幡 一 二

設立時理事

設立時理事

設立時監事

(定款に定めのない事項)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人

設立に際し、社員塩幡一二及び社員

の定款作成代理人である司法書士江口美枝は、電磁的記

録

である本定款を作成し、電子署名をする。

平成24年3月 日

社 員 塩 幡 一 二

社 員

上記発起人の定款作成代理人
司法書士 江 口 美 枝